

千葉市公告第88号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和3年2月12日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

FAX賃貸借（長期継続契約）

(2) 契約概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局他

詳細は仕様書のとおり

2 入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和2・3年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 平成30年度から令和2年度までに、本市又は国、県若しくは他の自治体において同種・同規模の業務を履行した実績があること。

3 契約事務担当課

〒260-0054

千葉市中央区長洲1-2-1

千葉市消防局警防部指令課

電話 043-202-1673 (直通)

電子メール shirei.FPD@city.chiba.lg.jp

4 入札参加資格確認申請書の提出及び確認通知

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出

公告の日から令和3年2月17日(水)までに前記3の契約事務担当課に直接又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送による場合は、令和3年2月17日(水)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

(2) 入札参加資格確認審査の結果通知

申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を令和3年2月19日(金)までに発送する。

5 仕様書等に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和3年2月22日(月)から令和3年2月25日(木)まで

(2) 提出方法

前記3の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和3年3月2日(火)までに、当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和3年3月4日(木)午前10時00分

郵送による場合は、令和3年3月3日(水)の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

(2) 入札及び開札の場所 千葉市消防局・中央消防署6階会議室

(3) 入札方法

入札金額は契約初年度に要する金額の税抜き額を記載すること。

(参考：入札金額＝月額×契約初年度に要する月数(12か月)の税抜き額)

また、次年度以降の1回に支払う金額に変更がないようにすること。

(契約期間全体の総額ではないので注意すること。)

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則〔昭和40年千葉市規則第3号〕第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) この契約を締結した会計年度の翌年度以降の予算において、発注者の各会計予算の当該貸借料が措置されない場合は、変更契約の締結、または、契約の解除を行う。
なお、契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けることがあっても、発注者はその損害賠償責任を負わないものとする。
- (5) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。
- (6) 詳細は入札説明書による。